

岐阜県公報

第 五 百 三 十 五 号
令和 六 年 十 月 十 八 日
(金曜日)

目次

告 示

- 岐阜県天然記念物の指定の解除
○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
○指定医療機関の廃止の届出
○指定介護機関の名称等の変更の届出
○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出
○指定医療機関の休止の届出
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
○指定介護機関の名称等の変更の届出
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定
○道路の区域変更
○道路の供用開始
○建築基準法に基づく道路の位置指定
○保安林の指定の解除の予定
○保安林の指定
○落札者等に関する公示
○開発行為の工事の完了
- (文化伝承課) 四二九^{ページ}
(地域福祉課) 四二九
(同) 四三〇
(同) 四三〇
(同) 四三一
(同) 四三一
(同) 四三一
(同) 四三二
(同) 四三二
(同) 四三二
(道路維持課) 四三三
(同) 四三三
(建築指導課) 四三四
(可茂農林事務所) 四三五
(下呂農林事務所) 四三五
(河川課) 四三五
(建築指導課) 四三六

告 示

岐阜県告示第四百五号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり岐阜県天然記念物の指定を解除するので同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
岐天 九八	植物	古城山の オオウラ ジロノキ (地方名 ヤマナシ)	一本	目通り幹 一・九 五メートル、樹高 一七メートル	可児市兼 山一四一 八番二一	可児市	可児市広見
岐天 一一	植物	川合のム クノキ	一本	目通り幹 七・八 メートル、樹高二 三メートル	美濃加茂 市川合町 三丁目東 屋敷	川合町 自治会	美濃加茂 市川合町

岐阜県告示第四百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤 齒科 医院	各務原市那加東那加町七	令和 六・ 八・ 一
岐南ハイトと呼吸のクリニック	羽島郡岐南町伏屋四丁目六四番地	令和 六・ 九・ 一
りんどう調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇番	同

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
WisY株式会社	大垣市島里一丁目九五番地	訪問看護ステーション	大垣市若森町二丁目二四番地	令和 六・ 八・ 一
WisY株式会社	大垣市島里一丁目九五番地	訪問看護ステーション	各務原市鵜沼東町二丁目一六一番地	同
WisY株式会社	大垣市島里一丁目九五番地	訪問看護ステーション	各務原市鵜沼東町二丁目一六一番地	同
WisY株式会社	大垣市島里一丁目九五番地	訪問看護ステーション	各務原市鵜沼東町二丁目一六一番地	同

合同会社あおば 高山市赤保木町一〇九七―一

岐阜県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 原 医 院	可児郡御嵩町中二四二四	令和 六・ 七・ 一
笠 木 医 院	中津川市茄子川一五九七―四三	令和 六・ 七・ 三
加藤 齒科 医院	各務原市那加日之出町六七	同

岐阜県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 みどり坂総合歯科
クリニック

各務原市鵜沼東町三十一七三 平成二九・一・一

旧 中村歯科クリニッ
ク

岐阜県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称及び所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 変 更 年 月 日

新 おおがきメ
ディカル
株式会社

新 大垣市和合新
町一丁目八
番地 中村第
五ビル 一〇
一五号室

訪問看護ステ
ーションもり

大垣市和合新
町一丁目八
番地

令和
六・八・一

旧 株式会社ゲ
ンキ

訪問看護ステ
ーションもり

大垣市和合新
町一丁目八
番地

令和
六・八・一

新 中津川市駒
場七九二ド
ウク

訪問看護ステ
ーションもり

中津川市駒
場七九二ド
ウク

同

株式会社 E ,
s

訪問看護ステ
ーションもり

中津川市駒
場七九二ド
ウク

同

旧 中津川市駒
場一五四九
一

訪問看護ステ
ーションもり

中津川市駒
場一五四九
一

同

岐阜県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 休 止 年 月 日
滝 谷 医 院 美濃市下河和五一六 令和 六・五・二四

岐阜県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

合同会社 あおば

高山市赤保木町一〇九七―一

訪問看護

あおば訪問看護ステーション

高山市赤保木町一〇九七―一

令和六・九・一

同

同

介護予防訪問看護

同

同

同

岐阜県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社 大石電気商会

大垣市藤江町二丁目九七番地

福祉用具貸与

新 株式会社 大石電気商会 パナソニックエイジフリーショップ大垣

新 大垣市藤江町二丁目九七番地

平成二七・六・一六

同

同

介護予防福祉用具貸与

同

同

同

同

同

特定介護
予防福祉
用具販売
同 同

岐阜県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指 定
年月日

石 塚 正 人 ミツイケ鍼灸院 各務原市鵜沼三ツ池町一―三三 令和 六・八・三〇

宇 野 弘 孝 和が家 大垣治療 大垣市中野町二丁目五八 プリミ 令和 六・九・一〇

岐阜県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

同 同

同

道路の 種類		路 線 名		区 間		区域 変更 前後 別	敷地の 員数 メー ル	延 長 メー ル	備 考
県道	恵那線 八百津線	同市飯地町字川端一六 四〇番二地先から 同市同町字同 一六 八二番一三地先まで	前	六・八 六・一	一四五・〇	同市飯地町字川端一六 五九番一地先から 同市同町字同 一六 五〇番一七地先まで	五・六 三三・二	九七・〇	
			後	六・八 六・一	一四五・〇		五・六 四七・〇	九七・〇	
			前	五・六 三三・二	九七・〇		五・六 四七・〇	九七・〇	
			後	五・六 四七・〇	九七・〇		五・六 四七・〇	九七・〇	

岐阜県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路 線 名	区 間	延長 （メー ル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか）

県道	恵那線 八百津	恵那市飯地町字川端一六五九 番一地从先から 同市同町字同 番一七地从先まで	九七・〇	令和 六・一〇・一八	令和 六・一〇・一八
----	------------	--	------	---------------	---------------

岐阜県告示第四百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
掛斐郡大野町大字領家字居所一九 四番四	四・五〇	三四・九〇	岐阜県指令 五二二号の 岐西建築第 一七号	令和 六・七・八
羽島市正木町曲利字村前一六〇 番四	六・〇〇	四〇・四二七	岐阜県指令 六一二号の 岐西建築第 一七号	同 九・二
羽島郡岐南町伏屋四丁目二五番 四及び岐南町所管法定外公共物 （水路）	四・〇〇	二六・九〇四	岐阜県指令 七二二号の 岐西建築第 一七号	同 九・七

中濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
加茂郡川辺町比久見字戸市田一五 八四番五	四・四八 （四・五）	二六・九六	岐阜県指令 七号の八 中建築第三 七号	令和 六・七・二

東濃建築事務所長

関市平賀町一丁目七七番九	四・〇〇	二七・五	岐阜県指令 七号の九 中建築第三 七号	同
美濃加茂市山手町三丁目七九番四	六・〇〇	七三・七	岐阜県指令 七号の一 中建築第三 七号	同 七・一九
可児郡御嵩町中字黒仏九六五番二	六・〇〇 （六・〇三）	四九・三	岐阜県指令 七号の一〇 中建築第三 七号	同 七・二三
関市中二丁目一六五番一九	六・〇〇	三六・六	岐阜県指令 七号の二 中建築第三 七号	同 七・三
加茂郡坂祝町酒倉字上寿後一三七 四番九	六・〇〇	四六・八	岐阜県指令 七号の三 中建築第三 七号	同 八・一五
美濃加茂市新池町二丁目一四番 四	五・〇〇 （五・〇三）	一九・四	岐阜県指令 七号の六 中建築第三 七号	同 九・二
美濃加茂市西町六丁目二八七番四	五・〇〇	二四・二	岐阜県指令 七号の一四 中建築第三 七号	同 九・二
関市倉知字総ヶ丘一三六二番四	六・〇〇	二九・五	岐阜県指令 七号の一七 中建築第三 七号	同 九・一三
関市中三丁目九八番二九の一部	六・〇一	七五・四	岐阜県指令 七号の一五 中建築第三 七号	同 九・一七
同	六・〇一	一〇・五	同	同
関市稲河町六三番四の一部	六・〇〇	五〇・六	岐阜県指令 七号の一八 中建築第三 七号	同
同	六・〇〇	一四・八五	同	同

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
中津川市駒場字後洞一三二二番二 八、同番三三三及び同字大峽一五二 一番二	六・〇一	八〇・四	岐阜県指令 二号の五 中建築第九 号	令和 六・八・二六

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字向工洞二一五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市馬瀬惣島字峠戸四七三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する役務の名称 荒田川廃棄物運搬処分業務

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 6 年 8 月 2 日

4 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月 11 日

5 落札者の住所及び氏名、落札金額並びに落札数量

（一）落 札 者 丸岡自動車運送・九州運輸建設・光和精鉱特定業務共同企業体

 静岡県静岡市清水区横砂西町10番 6 号

 丸岡自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

 福岡県北九州市八幡西区浦北町 3 番 11 号

 九州運輸建設株式会社

代表取締役 佐田 格朗

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93
光和精鉱株式会社 営業部
営業部長 岡本 昌彦
落札金額 240,900円/トン
落札数量 750トン
(2) 落札者 三光株式会社・有限会社久米産業特定業務共同企業体
鳥取県境港市昭和町5番地17
三光株式会社
代表取締役社長 三輪 昌輝
岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7
有限会社久米産業
代表取締役 有本 英輔
落札金額 253,000円/トン
落札数量 600トン

(3) 落札者 株式会社クシハ環境
福島県いわき市錦町四反田30番地
代表取締役社長 並川 昌弘
落札金額 253,000円/トン
落札数量 120トン
6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部河川課管理調整係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号
○開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
令和六年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の二四 令和 六・四・八	瑞穂市本田字北縄ノ尻一三七三番一、一三七三番三、一三七五 番三及び一三八〇番三	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の二三 令和 六・五・二一	瑞穂市穂積字高野一八二八番三の一部、一八二九番二の一部 一八二九番二の一部及び一八三〇番二の一部	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目二三番地 一 フォーカスポークス一九番 ミタカ不動産株式会社 代表取締役 岩 塚 正 彦
岐阜県指令岐西建築第一 七八号の五 令和 五・一一・三〇	羽島郡岐南町伏屋七丁目六番一、七番一、八番一及び九番一	岐阜県羽島郡岐南町三宅二丁目二〇五番地 株式会社真和産業 代表取締役 当 麻 和 重
岐阜県指令岐西建築第一 八三号の五 令和 六・一一・一〇	不破郡垂井町表佐字出口一〇七三番、一〇七四番、一〇七五番 一、一〇七五番二、一〇八四番三、一〇八五番一、一〇八五番 二及び一〇八六番一	岐阜県安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 洋 一

令和六年十月十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社